

事業承継 対策シート

個人事業の 事業承継編



円滑に事業を引き継ぐために

—おさえておきたい基礎知識—

✓ 法人の事業承継との違い

個人事業の事業承継では、法人とは異なる点が多々ありますので、その特徴をしっかりと理解した上で行っていく必要があります。

法人の承継

納税義務者はそのまま、「自社株」のみを承継する

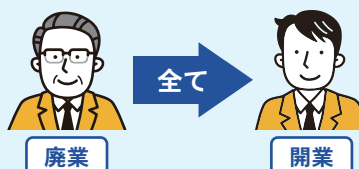
株式会社や合名会社等のように、登記により法律上の人格があるのが法人です。したがって、経営者や株主が代わっても、法人そのものの自体の人格は変わりません。事業承継で引き継ぐべき事業用資産はすべて法人のもので、株主等が変わっても、その法人は事業承継前と変わらず法人税、消費税など納税義務者として継続します。したがって、法人の事業承継では、所有権である「自社株」のみが引き継ぎの対象になります。



個人の承継

納税義務者が変わり、「事業用資産」のすべてを承継する

個人事業では、個人が所得税、消費税などの納税義務者ですので、先代事業主から後継者が、たとえ同じ内容の事業を、同じ屋号、同じ場所でそのまま引き継いでも、先代事業主と後継者はそれぞれ別人格として、各々納税義務があります。個人での事業承継では納税義務者が変わるので、先代事業主は廃業にともなう手続きが必要となり、後継者は開業にともなう手続きが必要になります。また、個人の事業承継ではすべての「事業用資産」が引き継ぎの対象になります。



このように、法人の場合は、自社株の引き継ぎだけで完了し、株主総会での承認を得る手続きで終わりますが、個人の場合は、先代事業主は廃業手続き、後継者は開業手続きが必要です。

1. 個人事業主の承継方法



先代事業主から後継者に対して事業承継を行う方法としては、以下の三つの方法があります。

贈与

贈与による事業承継とは、先代事業主が、生前に後継者（親族、親族以外の従業員、他人）に対して無償で事業を譲り渡すことをいい、親族を後継者とする事業承継で多く用いられます。

贈与の場合、生前に準備が進められるので、円滑に事業承継を進めることができますが、贈与を受けた後継者には、その評価額に対して贈与税がかかりますので、高額な資産を贈与する場合には、事前に対策を講じておく必要があります。

①「不動産以外の事業用資産」は、贈与

「事業用資産」から「事業用債務」を差し引きます。この差額が 110 万円以下となれば贈与税は発生しません。資産額と比べて債務額が大きいほど、差引額は小さくなりますから贈与税が発生しない、または少なくなります。差額が 110 万円を超えた場合、この差額から 110 万円を引いた額が課税価格と呼ばれ、贈与税が課税されます。

②「不動産」は、使用貸借

先代事業主が土地や建物などの不動産を持っている場合は、贈与はおすすめできません。不動産を贈与する場合、時価で贈与税を計算することになります。そもそもの価格が高いものなので、贈与税の負担が大きくなるからです。

そこで、不動産は先代事業主が所有したままで、後継者はその土地を借りているだけという「使用貸借」にしましょう。要するに、不動産は先代事業主から無償で借りるのですが、使用貸借であれば権利金や

地代、贈与税もかかりません。さらにその土地や建物から発生した固定資産税や修繕費を、後継者の必要経費として計算することができます。

相続

相続による事業承継とは、先代事業主が亡くなったときに、その相続人である後継者に事業用の資産を相続して事業を引き継ぐ方法をいいます。

この場合、先代事業主が遺言書を残していれば、ある程度生前の意思を反映した事業承継ができますが、遺言書がない場合には、相続人による遺産分割協議が必要になり、遺産分割が完了するまでは事業承継ができない可能性があります。

そのため、先代事業主の責任として、生前贈与で事業承継を行わないのであれば、後継者候補である親族や親族以外の従業員などへ遺言書を残し、相続または遺贈による事業譲渡ができるようにしましょう。

売買（事業譲渡・M&A）

事業譲渡とは、先代事業主の事業を生前に親族や親族以外の第三者に対し対価を得て譲渡する方法をいいます。親族内に後継者がいないなどの理由から、主に従業員や買収を希望する企業に承継する際に用いられます。

先代事業主としては、事業の負担から解放される、老後の生活資金に充てることができるというメリットがあります。他方、事業の種類や規模によっては、売却先の相手を探すことが難しいこともあります。

暦年贈与と同様に、後継者が、贈与された年の翌年の 3 月 15 日までに、相続時精算課税による贈与税の申告・納付をしなくてはなりません。

③負担付贈与

負担付贈与とは、受贈者である後継者に一定の債務を負担させることを条件にした財産の贈与をいいます。先代事業主から負担付贈与を受けた場合は、現預金や固定資産、売掛金などの事業用資産の価額から買掛金や借入金などの事業用債務の価額を控除した価額に課税されることになります。この場合の課税価格について、原則はその財産の相続税評価額になりますが、例外として土地や借地権、家屋や構築物は、その贈与の時における通常の取引価額が課税対象となるので注意してください。

所得税

① 事業譲渡の場合は、先代事業主に課税

先代事業主が、後継者に対価をもらって事業を譲渡した場合は、所得税の申告が必要です。所得税は、譲渡所得（売却金額－（事業譲渡した財産の取得価額＋事業譲渡費用））に課税されます。

申告期限は、譲渡した年の翌年の 3 月 15 日です。

② 事業譲渡した資産で、課税方法が異なる

所得税の課税は、譲渡した財産が土地建物なら「分離課税」（長期保有は 20.315％、短期保有は 39.63％の税率）、それ以外なら「総合課税」で他の所得と合計した金額に累進課税方式の税率が適用されます。

相続税

先代事業主の死亡により事業承継が行われると、その相続財産の金額に応じて相続税がかかります。相続税については、相続財産の金額が、基礎控除額（3,000 万円＋600 万円 × 法定相続人の人数）を上回る場合に、相続税が課税され、先代事業主が亡くなった日から 10 ヶ月以内に相続税の申告・納付を行わなくてはなりません。また、他に相続人がいたり遺言書があれば、遺言書の検認や遺産分割協議を行った上で相続税の申告を行う必要があります。

なお、相続による事業承継を行った場合は、先代事業主の生前の事業所得について、所得税の準確定申告を、相続開始があった日から 4 ヶ月以内に相続人が共同で行わなくてはなりません。

消費税

消費税は、消費税の課税対象となる売上高が 1,000 万円を超えると原則翌々年から納税義務が発生する税金です。

①生前贈与で、事業を承継した場合は、消費税課税事業者を引き継がない

先代事業主が消費税の課税事業者であっても、生前に承継する場合は、後継者は、2 年間消費税を納める必要がありません。事実上は事業承継であっても、消費税法では後継者が新たに開業したと見なされ、後継者の事業年度を基準にするからです。

②相続で、事業を承継した場合は、消費税課税事業者を引き継ぐ

相続によって消費税の課税事業者である先代事業主の事業を引き継いだ場合は、後継者は 1 年目から消費税を納めなくてはなりません。消費税法では、相続による事業承継の場合は、先代事業主の納税義務も相続することになり、納税義務が引き継がれるからです。

2. 承継後に発生する税金と対策



贈与税

①暦年贈与課税

事業承継で贈与を受けた場合には、事業承継の対象となる事業用資産すべてが、贈与税の課税対象になります。贈与税は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の贈与額が基礎控除の 110 万円を超える場合に課税され、事業用財産を受け取った後継者が、贈与された年の翌年の 3 月 15 日までに、贈与税の申告・納付をしなければなりません。

近い将来、暦年贈与課税については改訂される方向なので注意してください。

②相続時精算課税

事業主が 60 歳以上であり、かつ後継者が 18 歳以上の子どもや孫であるときには、相続時精算課税制度による贈与を選択することもできます。相続時精算課税制度は、多額の資産を贈与する場合に、受贈者である後継者が 2,500 万円まで贈与税を納めずに贈与を受けることができ、贈与税負担を軽減する効果がありますが、相続時にはその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計され相続税の課税対象となりますので、よく検討して選択しましょう。

監修税理士からのアドバイス



個人事業主の高齢化で世代交代が待ったなし

中小企業庁によると全国の個人事業者（約 209 万者）のうち 73％の約 150 万者の事業主の年齢が、2025 年には 70 歳以上になると言われてます。

また、事業承継の形態として、親族内承継、役員・従業員承継、事業譲渡（M&A）などがありますが、個人事業主では、親族内承継が 8 割以上を占めておりその大半は子供への承継です。

なぜ、個人事業の場合、親族内承継が圧倒的に多く、承継の時期が遅くなり高齢化に拍車をかけているのでしょうか？ それは、一つ目は、先代が亡くなるまで事業主であり続けるケースが多いこと。二つ目は、店舗・工場が自宅と一体となっていて事業用資産のみ分けられない、生前の移転による贈与税の負担が大きい等が、事業用資産を引き継いでいない理由として多いようです。

個人事業主の事業承継には特有の課題がありますが、高齢により体力的・精神的にも事業の拡大が困難となり「老老介護」ならぬ「老老承継」の状態となり、やがて廃業に追い込まれることを避けるためにも早めの事業承継対策を行いましょう。



大分綜合会計事務所
代表社員 蔵前達郎
（税理士/中小企業診断士）

個人事業の承継手続きチェックリスト

事業を承継した先代事業主は廃業手続き、後継者は開業手続きを所轄税務署にて行います。

■ 先代事業主の廃業手続き（○：必須、△：対象となる場合）

税目	選択	届出書	期限その他
所得税	○	個人事業の廃業届出書	事業廃止日から1ヶ月以内
	○	青色申告のとりやめ届出書	翌年3月15日まで
	△	準確定申告（相続による事業承継の場合）	亡くなった後4ヶ月以内
消費税	○	事業廃止届出書（下記届出書の適用記載も可）	事由が生じた場合、速やかに
	△	簡易課税制度選択不適用届出書	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで
	△	課税事業者選択不適用届出書	〃

■ 後継者の開業手続き（○：必須、△：対象となる場合）

税目	選択	届出書	期限その他
所得税	○	個人事業の開業届出書（屋号を記載する）	事業開始日から1ヶ月以内
	△	青色申告承認申請書	原則：事業開始日から2ヶ月以内 例外：1月15日までの開業の場合3月15日まで 〃：亡くなった後4ヶ月以内 等
	△	青色事業専従者給与に関する届出書	〃
	△	減価償却資産の償却方法の届出書	〃
	△	棚卸資産の評価方法の届出書	〃
	△	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書	相続での承継の場合には注意
消費税	○	事業開始届出書	事業開始日から1ヶ月以内
	△	簡易課税制度選択適用届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで
	△	課税事業者選択適用届出書	〃

□ 名義変更に関する留意点

許認可事業の場合は、許認可が引き継がれないので、原則として後継者の名義で許認可の再申請が必要です。また、賃貸借契約や取引先との契約についても、契約の再締結が必要です。

□ 消費税に関する留意点

開業して2年間は免税事業者となりますが、多額の設備投資により消費税の還付を受けられる見込みがあれば「消費税課税事業者選択届出書」の提出を検討します。ただし、1000万円超の設備投資等を行った場合、3年間は免税事業者になることや簡易課税制度を適用することができなくなるので注意が必要です。

また、2023年10月からの消費税改正によって、免税事業者はインボイス（適格請求書）を発行できないので、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を検討してください。



相談
無料

秘密
厳守

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。

国は、公的相談窓口として、全国48ヶ所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。

大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階

TEL 097-585-5010 [受付時間：平日 9:00～17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp

ホームページ：<https://www.oita-hikitsugi.go.jp>



本パンフレットに掲載している情報は、2022年9月1日時点で当センターが一般に知りうる情報に基づき作成しております。正確性については万全を期しておりますが、万が一、誤りに基づく損害および内容に基づいて被った損害について当センターは一切責任を負いませんのでご了承ください。